標註職原抄校本

別記

下

837
6
82

国立国会図書館　タイトル『職原抄校本 3巻』 請求記号 837-82

ガラス使用

標注職原抄校本別記巻之下

長門　藤原芳樹撰

尚書門下

尚書といふ名。そのもとは。六典の注に。秦置尚書。有令丞。屬少府。また杜氏通典に。秦時少府遣吏四人。在殿中主發書。故謂之尚書。尚猶主也。と見えたる。れむ始はいと輕き職なりけるに。漢元帝の時に。蕭望之が尚書事を領せしよる。やうく任重くなり。後漢に至て。太傅趙熹太尉牟融を。録尚書事とせしよる。録名たる。太傅鄧彪が如き。録尚書事に。て上公に位し。三公の上にたてる。漢にては。太司馬太司徒太司空を三公といふ。太

根岸信謙氏寄贈
昭和八年十月寄贈

国立国会図書館　タイトル『職原抄校本 3巻』　請求記号 837-82
ガラス使用

師太傅太保。その三公の上たる。故に上公といふ。これより相續きて。古の冢宰總己の義の如く。其任いと重くなりぬ。されど猶なほ尚書とばかりいひさりけるは。靈帝の代になりて。始て尚書臺の名起きるを。劉宋の代に改て尚書省とき。其後隋にありては。天下の事をとりくく總掌れる。唐にもこれをうけて。都堂を中に置き。東に吏部戸部禮部の三行あるて。行ことに四司を管次。西に兵部刑部工部の三行あるて。あと行ことに四司を管ぶべく二十四司。分曹共理して天下の事を盡きり。これ唐までの尚書省の始終の大概なり。尚書令いの事。唐名の件はいへり。此合せ看るべし。

また異朝には。尚書省の外に。門下省といふあるて。事文類聚に。唐開元元年。中略時謂尚書省為南省。中書門下為北省。亦謂門下為左省。謂中書為右省。或通謂之兩省。と見えて。門下省は中書省に同じさまなる官にて。尚書省とは別なるが如し。六典に。門下の侍中の職を。掌出納帝命。緝熙皇極。總典吏職。贊相禮義。以和萬邦。以弼庶務。所謂佐天子而統大政者也。凡軍國之務。與中書令參而總焉。坐而論之。舉而行之。此其大較也。凡下之通于上。其制有六。一曰奏抄。二曰奏彈。三曰露布。四曰議。五曰表。六曰狀。皆審署申覆而施行焉。その中書の令の職は。掌軍國之政令。緝熙帝載。統和天人。入則告之。出則奉

国立国会図書館　タイトル『職原抄校本 3巻』　請求記号 837-82
ガラス使用

之以聳萬邦以度百揆蓋以佐天子而執大政者也凡王宮之制有七一曰冊書二曰制書三曰慰勞制書四曰發日勅五曰勅旨六曰論事勅書七曰勅牒皆宣署申覆而施行焉と見えたる兩省の職出納の別はあれ共大概相似たる（門下にも出納あれど納を主とし中書は出納あれどこれを出を主とす）かゝれば本朝も唐制に倣ひむとならむ門下にあとゝる任をむ中務にこそ委ねらるべき事なるを太政官下の旁注に當唐尚書省又號鸞臺とあるに鸞臺は門下省なる通典に至于武太后再易庶官或從宜創號門下省為鸞臺といへるこれなる又此抄の古注に尚書門下二省併本朝名太政官ともあるて門下をむ

太政官に併せたるはいうるぞといふに通典に至梁陳舉國機務悉在中書獻納之任又歸門下尚書但聽命受事而已といへるに如く中書門下はもとのづから天子に親近ゆゑ忌に勢強くなる尚書は外を治めて天子に親近せぬゆゑに勢衰へらるゝものなり本朝この弊を能く察て門下を太政官に併せるとるは當時の執政時勢に明らかなりしに依るるが所致にて志ゝ〻かゝ實學その根ふかゝる〻に起きるなるべし

さてかく門下省を太政官に併せたるむにはその門下の官人たる侍中黄門侍郎給事中錄事主事なども太政官

の内に於て准據を取るべき事なき。然るに此抄藏人所の篇に摸異朝侍中内侍等職歟とあるを。侍中を藏人の唐名とせる。此抄のごとくなれば。古書にもとづくか。後漢書の百官志に。侍中比二千石。本注曰無員。侍左右贊導衆中顧問應對云々。また六典注に。漢制分掌乘輿服物。功高者一人為僕射。後漢初亦加官。出宣帝命。入備顧問云々。蔡質漢官典儀曰。侍中在尚書僕射下。尚書上。舊與中官俱止禁中宿直。廬在石渠門外。武帝時侍中僕射馬何羅挾刃謀逆。由是侍中出禁外。王莽秉政。復止禁中。章帝元和中。郭舉與後宮通伏誅。由是復出外とあるも。實に藏人の職に似たるもの。共その以後。やうやく侍中の任重くなれるを思ふべきて。同じく六典の注に。後漢侍中六人。加官有數。初從第一品。中太和末。革令正第三品。北齊因之。掌獻納諫正及進御之職。後周天官府置御伯中大夫二人。天子出入則侍中左右。大祭祀盥洗則受巾。武帝改御伯為納言。蓋侍中之職也。宣帝末。又別置侍中為加官。隋氏諱忠。改為納言。置二人。正三品。掌陪從。煬帝十二年。改納言為侍中。皇朝初為納言。武德四年改為侍中。といへるに依るべき。侍中は大納言の唐名たるべきなり。藏人の唐名とするは侍中をも藏人の唐名とするが故に。大納言の下に注せるにして。中納言の下に黄門。少納言の下に給事中。外記の下に門下録事と記せり。黄門

ハ即侍中の貳ヨテ。いもゆ弓黄門侍郎なり。これを中納言ヨ當なむヨも。侍中の大納言たる事辨をすとぞ。かゝれむ官中ヨテ。大中少の納言。及大少外記ハ。門下省の官人ヨあたきむ。尚書省の本負ヨ准む官ハ。三公七辨以下也と思ふ〳〵。伊呂波字類抄ふ大納言の下に侍中中納言の下ふ黄門と注せるハ。故實と失ハる書ハなり。

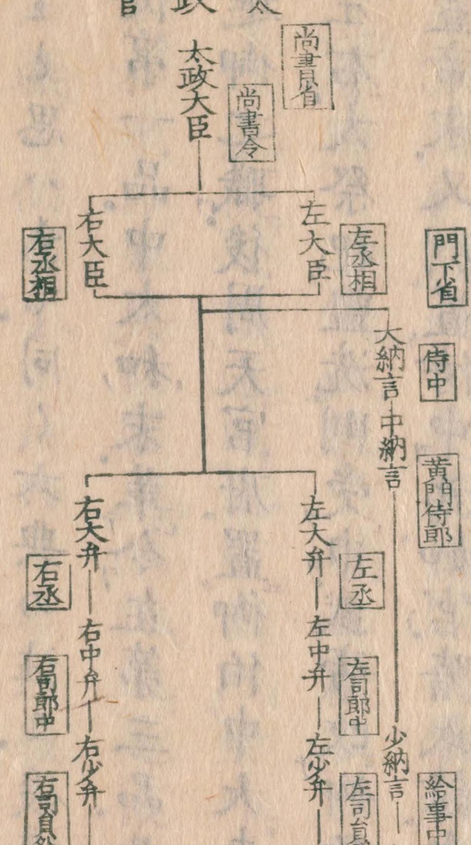

官底

官底ハ太政官の事なるべし。標注ヨ云ふが如し。古注云。以神祇官及太政官云官底。以八省云省底。以諸寮云寮底。餘司准之。其證云。三代格云。貞觀十年六月廿八日太政官符。祭日諸社祝部等。理須未祭之前會集官底。各請幣帛依例供祭云云。又本朝文粹第二。延喜十四年四月廿八日。三善朝臣清行上封事意見十二箇條之中。請置諸國勘籍人定數事之篇。三省史生書生等為姧。不觸本主。不依國解。偽稱勘籍。獨載季符。其最甚者。本主未補一人。省底已盈其數云〻。又勘籍解文必二通進官。其一通留官底。一通加外題。即下式部省。省進季符

之日。與官底解文勘合。然後請印云々。この注に引く三代格なる官底は。神祇官なり。本朝文粋なるも太政官なり。標注も引けり。底の字義は。正字通に。文稾曰底。宋敏求春明退朝録。公家文書稾。中書謂之草。樞密院謂之底。三司謂之檢。秘府有梁朝宣底二卷。即貞明中崇政院書也。とあるを以て見れば底は文書の稾の事なり。夢溪筆談云。唐曰宣底者即口宣案也云々。これまた文書の稾を底といふの證なり。然るに本朝にては。底字を官司の事に用たり。上に引く所の古注の文に知べし。小右記の寛仁二年十二月廿日の件に。賀茂神領叡山領爭論の事をいへるに。天台四至官符在天台歟。又官符之案在官底歟。また山槐記仁安二年四月廿三日の件に。靭負廳年始政始。于今懈怠。廳底陵遲之基也。また長秋記長承元年五月十五日陣定の件に。長和官符。粟田左大臣長者云々。符案。皆在官底。などの廳底官底も。共に官司をさせり。また永昌記の嘉承元年十二月十五日の件に。梅宮社に盜賊の入し事を云ふに。承暦年中。有盜奉動御躰云々。彼時正家朝臣。為辨官。參社之由。社司令申。相尋官底之處。伊家朝臣為行事。又不參向者。また符宣抄に。公鑒朝臣參入局底可行例務。また清方朝臣參入局底。また宜仰國宰令勘進之若無國底探求部内とあり。また玉葉承安二年閏十二月三日。中略

於今者於官底被注分なども皆官司を底といへる證文なる
也。但符宣抄なる局底ハ外記局也。もし然らむにも此抄な
る官底も外記に問ふ事なれど局底とこそ書ぬべく
思ハるれど。かく官底とあるも。御所より太政官に問せた
まふ事なるゆゑ。まことハ外記の撿索して申ス事なれ共。
外記にも係ぬて。況く官底といへるもの也。彼符宣抄なる
局底ハ太政官に居て其内なる外記局をいへる詞也。混ぜ
べからず。

皇后中宮

一條天皇の御代より。二人の御妻たちまして。一方をも
皇后といひ。一方をも中宮といふ事ともありぬ。禮記の昏
義に。天子之與后。猶日之與月陰之與陽相須而后成者也。こ
の文を見ても御妻二人たちましまさむ理も曾てなき事
なるを知べし。標注に云ふ如く。中宮とハ皇后のたちまし
ける所の名にてこそあ者。故に本文に。中宮者即皇后也とも
たまへるものをや。古へ皇后一人の御時も。天皇常に仁壽
殿にたちまし。皇后常に常寧殿にたちませる。仁壽殿
も天皇の常の御在所にて。紫宸殿の北にある。三代實録云。
仁和三年秋七月廿日。地大震動。經歷數尅。震猶不止。天皇出
仁壽殿。御紫宸殿南庭。命大藏省立七丈幄為御在所云々。こ

れ地震のいとどくふるまひとれどもを給ひて常の御在所なる仁壽殿を出させ給ひ露臺づたひに紫宸殿よりとらせ給ひ南階より降て大庭の幄屋に入たまへる事をいへふなり。これにて仁壽殿の御在所なる事明らかなり。また國史どもに宴侍臣已上於前殿云々の前殿ハ紫宸殿の事にて常の御在所なる仁壽殿の前にあるゆゑに。かくいへる。紫宸殿を南殿といふも仁壽殿の南にあるゆゑの稱也。これを以て後紀弘仁四年正月丙子曲宴後殿云々の後殿ハ前殿に對せる稱なれど即仁壽殿なるを知べし。後世の武家様に准へていへる紫宸殿ハ奥書院なり。仁壽殿ハ居間なり。漢土の制に擬ていへる紫宸殿ハ路寢なり。仁壽殿ハ小寢なり。また常寧殿ハ皇后の常

の御在所にて貞觀殿の南にあり。皇后の御座所ハ。なほ此常寧の一殿のみなり。さるハ常寧殿ハ仁壽殿にひとしく。貞觀殿ハ紫宸殿に對て。その仁壽常寧兩殿の間に承香殿あり。この殿ハ御表のものともなく御裏のものともなく。なほ表裏の隔の為なるが如く見ゆ。されど婦人たる幽深にはむを操とせるゆゑに。皇后といへども常寧殿にかりを正寢として夜ハ主上の御許に侍ひ給へり。別に小寢にあるべき所ハなき理あり。常寧殿の南廊の門を延喜中宮式に掖庭門とあるなり。これより以北掖庭なり。掖庭とハ後宮の事也。倭名抄拾芥抄等に常寧殿を后町といひ。玄蕃式に後宮院といへるなど。合せ看て推し知べし。然らば貞觀殿ハ何の為のものぞといふに。これ

即天皇の外治に對て皇后の内職を聽き陰德を脩め給ふ所なり故にこれを廳といふ三代實録貞觀元年六月十八日地震中宮廳前立幄また扶桑略記延長七年四月廿五日夜鬼跡踏宮中玄暉門外内及桂芳坊中宮廳常寧殿内竈多まと中宮式に職司於廳前儲酒肴饗之これらに載たる中宮廳即この殿のことにて大夫亮進屬等集會して後宮の事を行ふ所なりまたこれを御匣殿といふ倭名抄に貞觀殿在常寧殿北謂之御匣殿とあり太平記巻十二に貞觀殿と申けれ后町の北の御匣殿なりといへるをかもへむ後までも其名を失はざりけり后町とハ常寧殿のことなり倭名抄に常寧殿在承香殿北謂之岐佐岐萬知と見えたり匣ハ櫛笥にて櫛を納る器なり これを置く所なれば御匣殿とハいふなり櫛ハ婦人の身に取てうへもなき寶なり さるハ夫の家に嫁ときふ父母手ずから これを其女の額にさゝげこれ父母の方の縁を離ちて夫の家に歸しむる驗なり昏禮くはしく傳らざるゆゑに明證なしといへども旁例を以て考るに江家次第齋王群行の件に云次天皇召額櫛笥次藏人頭執件笥付内侍内侍取笥開蓋置御座左方席上内侍奉仰進親王許申可近參給由内親王近候御前女房捧几帳祗候天皇以櫛刻加其額勅京乃方仁趣支給不奈次内侍以櫛笥給親王乳母云ふ その旁注に件櫛今夜刻之至勢

田頓宮納管と見えて、これ天皇の御方の縁を斷たまひ、内親王を、太神宮の御杖代として、彼方に奉たまふ、御志の櫛なり。故に別の櫛といふ、京方に趣給とある、勅の意を著べし。玉葉文治三年九月十八日、齋宮群行の件に、主上取額櫛奉著加齋王御額給、本櫛ヨリハ奥ニ奉指加給ヒリ、余仰從女云、至于勢多之頓宮可被納御櫛於箱、路間勢多マデハ不可被撤御櫛と見えたる、齋王の故實を、皇后の御事に擬ふべし。さて皇后御入内の時、御父母御手ずから、櫛を御女の額に挿て、再ひ親の許に趣き給ふなとつふ辭必あるべき理なり。その御別の櫛なれば、これを匣に藏め、御生涯御身を離たぬ寶として、貞觀殿にひめおかを給ふことそ、女の身に取ては、櫛ばかり重きものなしとさる故に、これを投ばの契もたもる事、神代に、伊弉諾尊伊弉冊尊の絶妻之誓たちふ時に、湯津爪櫛を投れたまへるに、て知べし。日本紀古事記にこれを載たる、まと親子の縁も、櫛を投きむ絶ゆといふ事、東鑑建長二年六月廿四日の件に見ゆ、こは夫婦の縁の絶るといふよりは、一轉したる訛なるべけれど、とはもかくにも、櫛の重こはべを證ともなぬべし。委しくは昏禮考にいへり。その御匣を置くを主として、殿の名にも負たまへきどそれのこゝにはあらぬ。

凡て後宮の御事に、かゝる文書の筥等を、皆此所に置きゝ、伊豆に、太夫以下の職の官人、常にゝ集て、政を申ことと、上件に引る書どもにて明らかなり。されど儀式國史記録等に載せゝる、立后の宣命に、天下政波獨知倍ニ仰ハ伎物波

国立国会図書館　タイトル『職原抄校本 3巻』 請求記号 837-82
ガラス使用

不有必毋斯理弊乃政有倍之止自古行來事云々とあるが斯理弊乃政ハ後政なて後宮なて皇后の聞食ス政ふれど御表なばらへむこの貞觀殿ハ太極豊樂紫宸の三殿をひとつなる兼ねるとやいもまし。さてその御表なる紫宸殿より御裏なる貞觀殿なる至るまでの五殿及その左右なる諸殿諸舍をこめて南ハ建禮門北ハ朔平門の以内を古へも中宮といへる。續紀神亀元年正月戊辰御中宮宴五位以上また天平元年正月壬辰朔宴群臣及内外命婦於中宮また天平十二年正月丁巳天皇御中宮閤門已珍蒙等奏本國樂また天平宝字二年五月乙未於中宮安殿請僧一百講仁王

經などあるが其證なる。（これ皆奈良朝廷の内裡なれど延暦以來の今京の内裡なハ少しハ違へる所もあるべけれど大概ハことなる事なかるべし）この中宮の出入も著籍の人ならでハゆるされぬ。宮衛令なる凡應入宮閤門者本司具記官位姓名送中務省付衛府各從便門著籍とあるが如し故なる禁中といふ。（委くハ標注令義解校本ないへり同し宮城の内なかる太極殿豊樂殿等の外朝ハ著籍の事なかれど禁中といもざる也）されど中宮ハ泛稱なて天皇の御坐所をもいへる例既なる上件の如くなれども職員令なる中宮の義解なる謂皇后宮と見え漢書の注なる師古曰中宮皇后宮也ともあきだうけだなるてハ皇后の宮の名目なる事論なし。さて天皇ハその禁中の南殿なれもまし。皇后ハ北方なれ

たゝまつりけるは。仁壽常寧の御住居。あまをうちハしきは過たるより。いつとなく。天皇ハ清涼殿は移りたまひ。これを常の御在所とおされ。皇后ハ弘徽殿はうつを給ひて。これを常の御在所とし。故を以て。新はつゝをぬひしゝだ。弘徽殿ハ皇后の正室なゝぬゆゑはたのゞゝこれはおゝゞ殿舍もおゝまゝは。藤壺はも御妻の居たまへるハ。たゞくあゝべき勢ひはて。其後つひは中宮皇后となゝびたゝまゝ世となれゝハ。この御殿うつりは起きゝおりけを。かくて二人の御妻の内は。皇后ハ弘徽殿。中宮ハ藤壺を常の御座所とし給へを。されどもいゝはゞゝ

なゝ世なを。とても。皇后と中宮と。一時は立たまへゝ例も。おし。女御のうちは。以ぐれてやむごとなきを。弘徽殿は以ぐたまへるが。いつしゝ御子なども出來てれとなゝび給へゝまゝは。皇后はあゞを給へゝ後。またまゐりたまふ御方のあるが。一人の姫君などは。殊は時めを給ふをど。女御とのゝはてもさしれをがゝとくて。藤壺は以ぐて。中宮としたまふ。中古の例れかゝくの如くは。當世のなゝは。止む事を得ざゝしゆゑなを。されど安元三年六月廿一日の玉葉は。弘徽殿者世ゝ母后之御所也。藤壺者代ゝ妻后之居所也。とのゝまへゝゝものをや。母后とハ。當代の御母后なゝまゝはあゝ

ば、皇子の御母后といふ事ニて、御子儲け給て、御容もやゝさだにぎたる御方をいふ事ニ侍る。それ以ハ妻后とあるハ、いまゞ皇子なども侍ら[ん]。然もあ[ら]ぬ、本文ニ本朝並ハ、まさぬ、若ハ御方を申ハ侍り。

置二宮太無其謂とある、太無の二字、等閑ニ看過ハ[ん]べ[ら]ば、上件ハいへる如く、常寧殿をのゝ皇后の常の御座所とさゞめれ[ら]まさば、たとへ後ハいうむ[ら]り時めく女御のまゐり給ふとも、其位限あ[ら]て、御座所の常寧殿ニ擬ふべきハあ[ら]ざれ[ば]、れのづ[ら]二宮と並ひ立たまふ事もなるまじきを、かく弘徽殿ニ[ら]つ[ら]を給へ[ら]なむ、二宮のいでくべき濫觴あれ[ば]、委く宮中のさまを記し、中宮職の別記とハ。

切下文

賦役令云、凡調庸物、毎年八月中旬起輸、近國十月三十日、中國十一月三十日、遠國十二月三十日以前納訖、のくの如くあれ[ば]、租ハ國〻の倉ニ収納をといへども、調庸ハ皆京都ニ貢進ハ[ら]る例なり、さ[ら]ハ調庸の物を以て、諸公事の雑費ニ充ら[ん]むが為なれ[ば]なり、大藏省ハ、この調庸の物を藏む[ら]る倉を掌ら[ん]所なり、故ニ省中ニ長殿とて、今の長屋の如く、一棟ニ造つ[ら]いけさ[ら]る数戸の藏、いくつもあ[り]て、一戸を一國と定め、これニ調庸を納め入ら[ん]ゝ[ら]あり、類聚國史、弘仁十四年十月辛丑、亥越失火、大藏十四間、長殿、また續日本後紀、養和四年十二月十一日、是夜穿大藏省、東長殿、壁竊取絶布等、不知幾匹端、また長殿を長藏ともいへ[ら]、續日本紀、延暦元年七月甲申、大藏東長藏災、などあ[ら]、永久次郎百首ニ、長殿の常陸の御倉ひらきあけよ、今日ぞつぎ物納めこつべく、これ[ら]を以て其大

旨を知へし。されども。令條の御定ゑ違ハぬやうゑハ。貢しあへぬ國こ多かゑ〻と思きて民部式ゑ。凡諸國貢調庸者。越後佐渡隱岐三國。並限明年七月。長門國限四月。伊豫國限二月。但宇和喜多兩郡限三月。土佐國限二月納訖。自餘如令。また凡未進調庸物。長門國。伊豫國。宇和喜多兩郡。明年六月卅日。越後佐渡隱岐等國。十二月卅日以前納訖。自餘具交替式と見ゆ。此越後佐渡隱岐長門伊豫の如キハ。皆遠國なれば。たのづゝ近國中國よゑも貢進の遲ゝゑべき理ゑて。既ゑ令ゑても。十二月三十日以前納訖とあり。ちゝを式ゑてハ。明年の六月七月までも後れゝるハ。郡司の懈怠より起ゑる事なゝ。

民部式ゑ。凡違期貢調庸。郡司應決罰とあゑ。或ハまた國司任中。公私の事どもゑ用ひ過して。欠失多かゑ依り。京都の輸納とみゑハ辨しがゝさおどもありて。たのづゝ遲緩ゑ及びて。終ゑも遷替の期ゑ至り。償補ゑ苦しむ吏も多かりしなるべし。これ依り。合格違格の名目ハ出來たるなりけゑ。もし京都ゑ於て。公事の雜用ゑ充られむとゝゑふゑ。大藏の貯物不足なゝ時ハ。省よゑ未進の國こへ。切下文といふものを送りて。催促せゝなゑ。標注ゑ云ゝ如く。切下文ハ。即今世の切手切符の類也。詞花集ゑ。藤原實宗。常陸介ゑ侍ゑ時ゑ。大藏省の使どもゝきびしくせめられた。匡房ゑいひ侍ゑられ

む。遠江ゝを望ゝへて侍りけれむ。皇太后宮肥後。つくし山ふゝくゝはゝとはもふ式。濱名の橋をゝ渡心を。とあゝ。匡房卿。この時大藏卿ゝてれたゝけ者。國司藤原實宗が妻字（平平）ハ肥後といふ女。ゝ祢て風月の交ゝて。匡房卿ゝも其名を知者なゝゆゑゝ常陸ゝもこの母ど上納をべき物なけきむ。他國へ切ゝへゝ課せ給ハゝべく。云送りけふゝ。匡房卿ゝべなひ給て。遠江ゝ付替たまへりけふを。よゝこびて讀てまゝゝをたゝなゝ。常陸ハ親王の任國ゝて。東務をも介の掌ゝ所ゝゆゑゝ。實宗一人この事ゝあづゝれゝ也。筑波山ハ常陸の名所。濱名の橋ハ遠江の名所ゝれむ。これゝよせて常陸ゝ望遠江へ切替ゝれたゝをゝめゝゝなゝ。此時肥後ハ實宗ゝ從ひて國ゝ下ゝ居とゝ數。寛元三年二月

四日平戸記云。祈年祭料。任大藏省切下文。如式數。只今可濟之由。左中辨顯朝朝臣送御教書。ゝた仁安三年九月七日人車記云。件大奉幣〻物。以大藏省切下文。付諸國日來催促。ゝた同年十一月三日同記云。平野祭幣料。率文所切下文。紀伊丹波有申旨。所澁奏子細之處。已及當日。不論是非。於今日事者可辨濟由。依皇太后宮令旨。遣仰之處。各進請文。ゝた同記の同六日の件ゝ。明後日三社奉幣料物。付諸國切下文。於官掌。即催促。ゝた夕拜至要抄云。八月四日。北野祭幣并饗料。任率分所大藏省切下文。催諸國之外無他云〻。これゝ切下文の證なゝ。かゝれゝ類從本ゝ。成功下文とあゝハ。誤なゝを

知ベし。長暦四年八月卅日春記ニ。命云。前司卒去之後。猶不可用留守所切文歟とあるを見れば。切文ともいふ歟。まことに切字の下ニ下字を脱せる歟。

氏長者

上古。ヒガ朝ニ臣民を御たまへる制ハ。官位をば用ひ給ども。姓氏ニおむ因らせ給へりなる。さるハ姓ハ公家ニ仕るかたの職名。氏ハ族類を別つうたの稱號とこそ。されおむ。たがひ。違ふべうらば。伊藤長胤の刑謬正俗等を始め。姓氏の事を。漢籍ニ引てさとせし書ども。彼是見あめれど。彼方とハいとく違へきバ。あむせて云がとし。はべて姓氏のらば。此方の名目ニ。彼方の文字を借用たるこそ。その物實ニ至てハ。かきたれたがへる事多けきた。その心して見るべし。そもいう

ニといふニ。姓を加婆祢（續日本紀ニ職名。また根所婆祢共あり。門とかりるハ古書ニ甚多し。）と云ハ。頭根の義ニて。夫と婆と通音なり。頭を加知と訓むハ。頭椎劒の例ニて知べし。氏中の宗長たる者。その頭として。同族を率ひ。公家ニ仕奉るよ。ニといふ稱ニて。中臣忌部の職ハ。上件の如くおれど更ニもいも沒たとへむ膳臣ハ。景行天皇の御代ニ。膳を調て進ニしニ。其味美うりしうば。膳大伴部をたまへりきそれより以來。膳部等を率ひて仕奉るを職とせ。ニ。まこと土師連ハ。垣仁天皇の御代ニ。埴輪ニ替て人命を助たりけるこうより。て。土師連をたまへりきそれよりて以來土師等を率ひて仕奉るを職とせ。ニ。その外。鳥取部ハ飛鵠を捕り。和藥の牛乳

国立国会図書館　タイトル『職原抄校本 3巻』 請求記号 837-82
ガラス使用

を獻て名を得たる類皆その職名を同族とするもこれを氏といひ氏を宇知といふも或説に内の義なり といへり さもあるべきを欲ふ考へし 其氏人を統掌て仕さこれを姓といふ されど臣姓の人ハその臣とかゝ遠る職名を負さる氏くを率て仕まつり連戸の人もその連とかゝれる職名を負とる氏くを率て仕まつり直も首も忌寸も別も皆かくの如くして臣連二造ことく大臣大連の二大臣に統攝られとるゆ太古職を代くふる世の制なりを然るに推古孝徳の御代の比より至冠位官職の事どもやうく盛なるに臣連二造の職を代くはせし道廢れて後姓ハたゞ徒らに氏に屬とるものとのみ

至れてし 終に天武天皇の御代に至りあまたの姓どもを混して たゞ八色に定め へる 天武紀十三年己卯朔詔曰更改諸氏之族姓作八色之姓以混天下之萬姓一曰眞人二曰朝臣三曰宿禰四曰忌寸五曰道師六曰臣七曰連八曰稲置 これ也 この内に臣と連とを六七に退られとるゆ深き由あるべし そハ臣姓の家に至大臣に擢り連姓の家に至大連にあがる て政事を掌握りより御代くゝらしく勢を振ひて それゞ中に ハ不軌をくたてし逆臣さへありて中くの害のゝ多ゝりけるに孝徳天皇の御時に大臣大連を廢て左右大臣に換へたまへり それらの事ども 標注に委くいへる 此時に至自然に臣と連との二姓貶され来て 終に天武の御代に かくもおれるなるべし

かく姓に至て仕奉る義の廢たるまくに 姓ハ いとづらなるものにおかゝるまた一氏くを統る

ものハ、なくてえあらぬ勢ひなれど、天智天皇の御代ニ、諸氏の内ニて、宗長たる者を氏上とし、て、其一族を掌らしむることを出来ニけり。これ、王後ハ、姓の尊卑をむいもぬやうニなれ、これ共ハたさだかニ、暦ハ、きて、天武の御代の制、も打棄れけるニもおちゝとれも、ハきて、天武の御代の制、真人第一、朝臣第二ニて、皇族ニ真人を賜ひ、貴族ニ朝臣を賜ひしニ、拾芥抄ニ載たる次序を見れば、いつれ第一を朝臣とし、第二を真人とせり。源藤を始め、皇族も貴族も、多く朝臣おさゝらニ次序を換とるものゝ、ゝさべし。されば後世といへども、かくの如く姓ニも尊卑の別をせぬニあらず。ゆゑニ、氏ニひられて、藤源ふゞの尸ハ、れのづゝの物となれるゆゑニ、氏ニひられて、藤源ふゞの尸ハ、れのづゝ尊とく、其外のづゝハ、れのづゝ卑くおれるなるべし。

天智紀、三年春二月己卯朔丁亥、天皇命太皇弟宣増換冠位階名及氏上民部家部等事云〻、其大氏之氏上賜太刀、小氏之氏上賜小刀、其伴造之氏上賜干楯弓矢とあり。其證なり。この後引續きその御時ともあるいとれもいきて、天武紀十年九月甲辰、詔曰、凡諸氏有氏上未定者、各定氏上而申送于理官（和名抄ニ、治部省ハ、卒留都加佐と見ゆ。職員令ニ、治部省掌本姓継嗣云〻とあるを、理官ハ即治部省なり。また同紀十一年十二月庚申朔壬戌詔曰、諸氏人等、各定可氏上者而申送、亦其眷族多在者則分各定氏上並申於官司、然後酌其状而處分之、因承官判、雖因少故而非已族者輒莫附之、これらニ依てれらふニ、天武の御代ハ、なほ氏上の事、かくの如く次〻ニさだあるけり。其眷族多在者則分各定氏上とハ、喪葬令ニ、別祖氏宗といふ事ありて、義解ニ、別祖者別族之始祖也、氏宗者氏中之宗長也と見ゆ。これを漢土ニ擬ていへば、氏宗も大宗の如く、別族ハ小宗の如く、皆一家ニ至ロ分れて、数

国立国会図書館　タイトル『職原抄校本 3巻』 請求記号 837-82
ガラス使用

族となれるなり。さるに氏々は、その一族々々の内にて、氏上を定めよといふ事なり。因承官、判云、とあるは、氏上を官判にて定る事にはあらず。こは族多かる者は、一族々々にて氏上を定め、此を理官に申せば、理官は於て、此一族に氏上あるべし。此一族にもあくても事缺ときに、彼氏上に攝しめて、こなるときは氏上を除べしなど斷をて、奏を經て、勅を聞て定むるなり。さるに氏族の事は、いとゝしく重きゆゑにて、允恭天皇の御代に、探湯をさへ行はせたまへるが如く、紛亂せざる事どもにかうれど、氏上なくては、族中の庶事治めがたきに依てなるけりその後續紀文武二年九月戊午朔の件に、以無冠麻績豊足為氏上、無冠大贄為助、進廣肆服部連佐射為氏上、無冠功子為助、云々といふことを見ゆ。麻績服部の氏に限りて、氏上と氏助と二人補せられさるは、いかなる故なるにか。外にはいまだ所見なし。和銅七年二月丁酉の同紀に、以從五位下大倭忌寸五百足為氏上、令主神祭。神祭とは氏神の祭の事也。氏神また靈亀元年二月丙寅の同紀に從五位下大神朝臣忍人為氏上など。中臣系圖に常磐大連公氏上などあるを始め諸書に多くれども、煩しくれも舉げず。皆同氏の内にて、宗長たる人の稱なり。系譜をたゞしくれば、官位を重せらるゝ世にありては、別族の者に階高きがありなどしるゆゑ忍に、公家より補し給ふべし。繼嗣令に、凡三位以上、繼嗣者云々。其氏宗者聽勅とある。氏宗は上件の細注に云るごとく、本家のことなり。本家の繼嗣は、如く、漢土の大宗に當り、勅を聽て定るなり。この本家を嗣とる人が、多くは氏上にも補せるなり。さて靈亀二年九月乙未の件に、以

從四位下太朝臣安麻呂為氏長とあるを。この例どよ至ハ。既に氏上を氏長とも書たるとれもハ。これぞやがて後に氏長者といふの始にハあらべき。延暦十八年十二月戊戌の後紀に。勅天下臣民氏族已衆。或源同流別。或宗異姓同。欲據譜牒多經改易。至撿籍帳難辨本枝。宜告天下令進本系帳中畧若元出于貴族之別者。宜取宗中長者署申之云。また類聚國史に。大同元年十月壬戌勅。凡貢氏女事。明令條皆限三十已下十三以上。今須氏之長者擇氏中端正女貢之云。などに依て見れば。長者の號もいとふるし。かゝれば長者も王源藤橘に限らぬ。いづれの氏にもある事を知べし。仁安二年三月廿九日の山槐記に。彈正大弼從四位下菅原貞衡死去。年七十二。氏長者也。また建久五年六月十二日仲資王記。裏書云。阿波國忌部久家。還補氏長者下文。依官人致貞申状。今日成下了。この外にもいと多し。とれらも皆王源藤橘のみならぬ證なり。

かくてれもへば。氏上も氏長も氏長者も。皆同物にて。春日驗記に。知足院殿長者にてれもしけふ時。中畧千とせまでかけてそなもる。氏人のかゝべといまは君の玉づさとあふ加美部。やがて長者のことなれば。氏長者の字も宇遲乃加美と訓べくなむ。加美部ハ兄部をふるくコノカベと訓るカウベに同し。さるハ兄部ハ子乃上部の義なるを。子乃の二言を畧をて。カウベとのみいふハ。即この歌おるカミベにて。ウたミの音便なり。但その兄部ハ。市里にての長者なれど。賤民ゆゑに氏ふれど。氏乃加宇倍といべふのみ。はべて人を子といふ例ハ。萬葉の歌に見えていと多し。これを以て氏のかうへの長者とふを弁ふへし。こ

れらを以て考るふ氏長者の始ハ氏上なれバ勅ゑて補せらるゝ事いまも更おるを藤氏これを私物として攝關なれを宣旨ゑ及ぶ氏長者なりと定しを中古の人故實ゑうとかりしゆゑゑ皆志うなるむと思へりしゑや本朝世記藤原師通公傳ゑ嘉保元年三月九日詔為關白十一日得氏長者印とあるゑ關白とおゑて やゞて氏長者印を得たまへるゑ〻ゑ記をる宣旨なきを例と思たる書ざまなり此抄ゑ頼長公非攝關為長者宣下之例初於此とかゝせたまへるハ准后さばうりの博識おるをそれゝゝ猶あやまゑ給へゑけむと れもハ書とゑ愚管抄ゑ宇治左府の事をいへる件ゑ頗をつよく射拔きゑけきむ馬ゑゑ落ゑなり此日やゞて藤氏長者ハ如元といふ宣下ありて法性寺殿ゑうべし附られゑゑ上の御さたゑてかくなる事の始なり とあるハ此抄とハた

がへゑ此抄ゑてハ百練抄ゑ久安七年九月廿六日入道大相國取藤原長者印并朱器大盤渡左大臣此間喧嘩多端とあゑ入道大相國ハ忠實公おゑ左大臣ハ頼長公なゑ此特法性寺忠通公關白ゑなり給へるゆゑゑ氏長者印もとゑゑ彼方ゑりとるべきを忠實公ゑゑ次郎の左大臣頼長公を長者ゑ補せらるべきゝゝ公家ゑ請て宣下給りて長者ゑしたまへるやうゑ思て書せ給へるゞ如し されども百練抄ゑ取藤原長者印云〻とあるハ一家の私物おりとして忠通の關白ゑなりたまへる者ハ時やゞて其印をむ忠實のうとへるさまも也もとより天氣忠通公ゑ属したきバたとへ忠實いうやうゑこしらへ奏したまふとも宣下あるべきふあら祢ざ頼長の長者ゑおりたまへるむ宣下ゑハあらざりけむ事明らゝなり さて此左大臣殺され給ひて長者の印忠通公へうへゑ時ゑ藤原長者如元といふ宣下ありつうむ事理ゑうおへきを愚管抄のうた正しうるべし准后ふとゝゝゝゝえたゞへて本文ゑハ記し給へゑなるべし

氏爵是定

氏爵ハ標注ニいへるごとく氏長者の舉ニて橘氏ニ限る事ニあらず。いづれの氏ニもあり。朝野群載云。蔭孫正六位上藤原朝臣守信。誠惶誠恐謹言。請特蒙天恩因准先例被叙式家氏爵狀。右守信謹撿案内氏爵次第。今春當式家巡。抑始祖二世參議正二位式部卿宇合。男三世清成。男四世贈太政大臣正一位種繼。男五世刑部大輔正五位下山人。男六世民部大輔正五位下菅雄。男七世右大辨從四位下佐世。男八世正五位下式部少輔文貞。男九世從四位上文章博士俊生。男十世伊豆守從五位下惟信。男十一世從五位下守義。男十二世守信也。望請天恩任次第被叙式家氏爵。將知氏系之不絶矣。

守信誠惶誠恐謹言。康和三年正月六日。蔭孫正六位上藤原朝臣守信。これ式家より氏爵を請へる文なり。文中ニ始祖とあるハ。淡海公を指せるなり。宇合卿ハ。淡海公の三男ゆゑニ。淡海公を始祖とせり。その二世宇合卿（藤原氏の別族ニて。その官式部卿なりしゆゑより式家といふ。）より。連綿として。守信の父守義ニ至まで十一世。皆五位以上なるゆゑニ。今守信いまだ正六位上なるゆゑニ。一階をくだりて。從五位下ニ叙し。氏系をして絶ざらしめむことを請へるものなり。また同書云。蔭子正六位上藤原朝臣季永誠惶誠恐謹言。請特蒙天恩因准先例叙京家氏爵狀。右季永謹撿案内。藤原氏爵。先南北式京四門之流。次

国立国会図書館　タイトル『職原抄校本 3巻』 請求記号 837-82
ガラス使用

第被抽賞古今不易之例也爰京家之者親父泰俊給爵之後漸及三十余年今春之運苟當其仁望請天恩因准先例預榮爵先將知氏族之貴矣季永誠惶誠恐謹言康和三年正月五日蔭子正六位上藤原朝臣季永此京家ハ是氏爵を請へふ文ふ是京家ハ左京太夫麻呂の後なり麻呂ハ宇合の弟ニて淡海公の四男なり（麻呂ハ藤原氏の別族ニて其の官左京大夫なりしゆゑニ京家といふ）季永その子孫ニて父泰俊爵を賜ハ者ニ後漸く三十余年ニ及て今春の運既ニその巡ニ當れ者ハ從五位下ニ叙せむ事を請へふものなり之れ此の状共を長者の許ニ取集め理ニうなへふを奏して叙せ給ふ也さるハ六位以下も卑位なふゆゑニ重を承け祭を行ふも先祖の為れも

てぶせふれど五位以上ニのぼり氏系をして絶ざらしめ氏族をして貴うしめむとてふりけ是（これ）ハ從五位下と正六位上との間の懸隔ふるを知べし（此外くも官位の条ニいへ是）式家京家ハ共ニ藤原氏なり（北家南家ありこれを合て藤氏の四家といふ）かゝれど藤氏ふも王氏ふも源氏ニも橘氏ニも皆氏爵あ是その内橘氏ニハ後世ニなりて其家衰へ公卿の長者なきゆゑニ氏爵を舉ける事能ハざ仍て此氏の外戚の公卿を一人是定（ジヤウ）といふものニ定られ橘氏一族の事をつかさどらしめあり是本文學館院別當の條ニ見えたふが如し但是定とハ橘氏ニ限ていふ稱ニハ

あらば、いつ巻の氏ゝとても、その氏族の事を執行ふ長者の稱なり。康冨記宝徳元年十二月十一日の件ゝ云、王氏御申文事、第一、親王為是定可被申請也、當時親王御一所也、此御申文可被進歟、近年神祇伯被出件申文之條、只近年也、親王無御座之時、最此分也、幸可被進御申文之條叶本義歟、十二日、王氏御申文、予令清書、内ゝ以折紙付女中令申御署了、王氏無位益久王、寛和御後右朔旦冬至、爵所請、如件、宝徳元年十二月十二日、二品行式部卿貞常親王、かく王氏ゝも是定あり、然るを此抄ゝ、橘氏ゝのゝとまへるハ、王藤源の諸氏ハ、公卿以上の長者ありて、是定宣下の事ふをゆるゝ、たのづ

ゝら是定の事ゝ及バ巻ざるものなり。寛元四年十月十二日葉黄記ゝ自關東時頼、使安藤左衛門光成上洛、關東申次、可為相國之由是定とあるゝ是定も、ゝの義ゝれなり。さて此是定の事ハ、既く西宮記ゝ載て、後ゝまでもその例たがゝ次、久安三年三月卅日の台記ゝ、師安來曰、昨日橘氏是定宣旨了、承保三年（土御門右府）外記書消息、遣氏人許、今度可同之由存之、予諾、戌刻橘以長（非長者）來曰、師安書副消息給、是定宣旨者、西宮十六巻臨時、二裏書召外記仰氏院云ゝ、今案依氏院顛倒無人、賜氏人歟、と見えて、かゝ是定となり給へる後ハ、學館院の別當を補ふる事も、（別當即長者也）氏爵を挙ふる事も、一氏の事、皆これを執行ひ奏聞せゝる。久安三年四月十七日、台

記云以長可補學館院別當之由仰親隆所謂橘氏長者是也年來正遠為長者件人不經藏人先縱經藏人者為長者又以長父祖為長者又清則藏人正遠為上臈而勘例更不依位上下是故改補之不經奏聞中略補院別當書樣依先例散位從五位下橘朝臣以長被是定内大臣宣偏件人宜補任院別當者久安三年四月十七日民部權太輔藤原朝臣親隆奉後日招範家令奏曰學館院別當慣近例以是定宣補之了而見天曆御記以勅宣可補之由所見也早可被下宣旨又其次以以長可為檀林寺別當之由同可被宣下此事見同御記また保元三年正月六日入車記云今日叙位儀也殿下令叅内給橘氏爵申文以氏舉狀書成御申文加御名字付外記被上了是定右大臣殿御沙汰也橘氏正六位上惟元右人當年爵所請如件保元三年正月六日右大臣正二位兼行皇太子傅藤原朝臣これ其證なり人車記の文中に檀林寺とあるは嵯峨太皇大后橘氏の草創なり故に檀林皇后といふ是れ此寺ハ橘氏の氏寺なり

藏人所

類聚國史に弘仁元年三月十日始置藏人所令侍殿上掌機密文書及諸訴と見ゆ皇年代畧記に弘仁元年九月十日始置殿上侍臣藏人所藏人頭二人藏人八人雜色八人衆二十人とあるは九月とハいうべもしくハ九月三の誤歟續古事談に昔平城天皇の御時までハ此國にも朝まつりごとしぬひらぎ其儀

式いまだ冠のくの冠どゝ主上出て南面ゝたらせ給ふ群臣百寮れのく座ゝ著く四方の訴人さうなく内裏ゝ参集て高き机の上ゝうれへ文の箱といふ物を置きたりけるあやしの民百姓まて申文をもて参て此箱ゝ入る史外記辨少納言など次第ゝとるあげてこれをよみ申ス群臣各これを評定し主上まのあたる勅定を下さる訴もし左右ゝあきら即召ゝは字片方の者当時ふりれて退て問ふべき由を仰を申文多くして事の外ゝ日たけぬきだやがて其座ゝて供御をまゐらス諸卿御膳をたゝして各これを食ふ其政たてぬきむ舞樂御遊などもありける君の御心ゝハ民の訴へを聞召て御こゝろあるよる外の大事なりけるる嵯峨天皇より此うた此事廢きゝけるる此君殊の外ゝ放逸ゝして政を御心ゝいきぬハ侍されば共其儀式ハ猶ありけるる五位藏人二人をさして御倚子の旁ゝ居て憂をさゝしめ群議を聞しめて後ゝ聞召て成敗せさせ給ひしるる此今の職事の始なる嵯峨の別業などへ常ゝたしまつりけるゆゑゝ御いとまなくて朝政ゝあたせ給ざりけるとある此文いと不審し其故ハ嵯峨天皇の即位た大同四年四月十三日類聚國史ゝ四月丙子朔戊子皇太弟即位於太極殿とある此戊子を皇年代畧記ゝハ十三日とをる ゝて藏人所を置れるるハ其翌年の三月

十日の事ニしあきで。即位よりて纔一年だゝりての間なり。且
太上天皇仙洞ニおわしまして。内ニハ藥子の艶妻あり外
ニハ仲成の姦臣あり。つひニ今年の九月ニ。甚しき亂出来
たるだゝりての世なれば。嵯峨の別業ニおわしまして。萬機
をば職事ニ委ね放逸ニ過させ給ふなどやうの事。あるべ
くもあらず。按ニ藏人所を置れしも。太上天皇藥子仲成を
用給て政を院中ニて聞しめ召ぶるよりこさまなる事ども多
く民の寃枉をうくるが少かりで。既ニ厲階をも引出んと
せし比なりゆゑニ。位ニ即せ給て。即この所を置き年来の
虐政を正さむとし給へるニやあらむ。機密の字ニ心を付

べし。さるハ當代の御事なれば。太政官ニて行ひ給ふべき
をかく近臣ニのみ與らしめたまへるハ。大臣の内ニもた
の心ゝ心を合はたる人のあらむもとかりそをば憚
らせ給ひての事ならむ歟。後紀の弘仁元年十二月癸巳の
詔ニ。今左右近衛。其數減少。脫有機警。何以應乖。一張一弛。文武之道。所先觀時適時。廢置之宜。
斯在其左右近衛。可復舊數焉とあるハ。これより以前。大同
三年ニ。近衛四百人を三百人ニ減ぜられしうど。仲成藥子
の亂後。その餘黨を恐れて。四百人の舊數ニ後し給へる事
の詔なり。此文中ある觀時の字を。機密の字ニ合て。當時のさまを思ひやるべし。然るを嵯峨天皇
の放逸より。置れとをやうニ。續古事談ニいへるハ。後代ニ
至て。藏人の勢ひ強くおはしまして。殆太政官をも凌ぐべかりニ見
ゆめるよりて。れのづゝ異朝の宦者と同しやうニ譏て。准

后にし。なほ此抄ニ。摸侍中内侍之職歟。侍中ハ大納言の事ニて。藏人ニあつる也。其よし別記尚書の條ニ委くいへり。

とのゝ事はへるばかりおれど故實を委くたゞしぬ人のかく記さむハ誤ながらもことわりなる事なりけり。後三条天皇の御代ニ。攝關の權を撓むと記錄所を置れとふるあゝせて。藏人所の始まれる意をかくて世中穩ニなりぬる後も猶相ゝも類推ればべし。

もらぼ。この藏人所ニ。機密の政をも掌て。其職全く少納言侍從の如く。近習宣傳をむ祢とはるゝ。いつとなく。主上の大御身ニかゝれる事をむ。皆あづかり奉ることなる。て。文書をのゝ置べき御藏ニ。内藏寮より取ゝけて。御衣服御調度等をも納むる事とハなるゝけゝり。されど武家ざまニ准ていへむ。内藏寮ハ大納戸の如く。藏人所ハ小納戸の如し。

今昔物語ニ。此糸をハ藏人所ニ納らきて。天皇の御服ニ織るゝ也。また續世繼物語ニ。もゝさなくたゝまはるゝかどゝ。常ニハ五節の帳臺の試ニも。出させ給ふ事まれなる。讃岐の帝をとゝなゝせたまひて。始て出させ給ひしニ。御指貫ハ何のもんといふ事も。納殿の藏人ハぼつかなくおもへる。納殿即校書殿の事なり。此殿の左右ニ塗籠ありこれいとゝもゝる御倉なり。また今昔物語ニ。納殿の砂金百兩奉れとありけきむ。藏人取てまゐらせたるをまた紫式部日記ニ。納殿ニある御衣ゝ出させて。此人ゝたまふ。立坊部類記ニ。寛仁元年八月廿三日。被渡壺切御劔於東宮藏人範

永持出自納殿於殿上口授右近少將公成朝臣（兼東宮權亮）公成令持御藏小舍人云々などあるは皆藏人所より御調度御衣服等を掌る證なりて侍中群要に往反御倉前之人必下裾とあるは下裾ハ致敬なり服御の物を納め置るゝ御倉の前なるゆゑなるべしやまひてかくの如しされど御倉を掌るを名なりて藏人といへるなり但掌る處の心をへハ古今に沿革ある事上件の如し（畜くハ機密の文書をむ孫と掌れるなり 後に服御の物をむ孫と掌れる）

按察使

續日本紀養老三年七月庚子始置按察使令伊勢國守從五位上門部王管伊賀志摩二國遠江國守正五位上大伴宿禰山守管駿河伊豆甲斐三國常陸國守正五位上藤原朝臣宇合管安房上總下總三國美濃國守從四位上笠朝臣麻呂管尾張參河信濃三國武藏國守正四位下多治比眞人縣守管相模上野下野三國越前國守正五位下多治比眞人廣成管能登越中越後三國丹波國守正五位下小野朝臣馬養管丹後但馬因幡三國出雲國守從五位下息長眞人巨足管伯耆石見二國播磨國守從四位下鴨朝臣吉備麻呂管備前美作備中淡路四國伊豫國守正五位下大伴宿禰病奈麻呂管安藝周防二國其所管國司若有非違及侵漁百姓則按察使親自巡省量狀黜涉其徒罪以下斷決流罪以上録狀奏上若聲

教條脩部内肅清具記善最言上とあるこれ按察使の所見の始なり。但この時國守の外に別に按察使を置れさるもあり。次伊勢遠江常陸美濃武藏越前丹波出雲播磨伊豫等の守をそのまゝ按察使といふ名に改め、旁近の國を管せしめたるものなり。（されど按察使即國守なり。）たとへば職員令に、太宰府帶筑前國とあるも、筑前の内に太宰府あるゆゑに、筑前にも別に國守を置きしが、やがて太宰府に筑前の國務をまかせて帶せしめられさるなり。されば九州にていへば、筑前は太宰府の兼帶の國、その外の八國は、太宰府の所管の國なり。故に八國には別に國守あり。兼帶と所管とのけぢめを見るべし。この例を以て推はかるに、伊勢は按察使の兼帶の國なり。伊賀志摩は按察使の所管の國なり。（故に伊賀志摩にも別に國守あり。）遠江は按察使の兼帶の國なり。駿河伊豆甲斐は按察使の所管の國なり。（故に駿河伊豆甲斐には別に國守あり。）その他もこれに准へて知べし。かゝれば按察使を任ずる國にも、守を按察使とのゝいひて、守とはいふまじき理なるに、天平四年九月乙未の同紀に、從五位上石上朝臣麻呂を為丹波守と見えたり。丹波は按察使の治る國なるを、守とあるはいかなるゝなりむと或人いへり。答云、按察使は所管に係る名、國守は一國にのゝみあづかる職にて、その實は異名同物な

きば、兼帯の一國ゝあづゝかるゝとゝてハ、守といひ、所管の數國ゝ係ゝるゝとゝても、按察使とゝふなるべし、さて按察使、その兼帯の國をも、介様目を以て治めし、免、自らハ政事の大綱を握て、非違を糺し、所管の國ゝハ、守以下あるゆゑゝ、政事の綱目を、皆これゝ委任、使ハなゞ非違のミを預ゝ、きくなるべし、故ゝ兼帯の守のゝとゝてハ、自身の下ゝ介様目あゝ、所管の使のゝとゝても、非違等の事を記録をゝ、官たゞ一人を補したゝ、即もじめて使の置れゝとゝし、養老三年七月庚子の件ゝ、補按察使、典と見えたゝ、是也、典ハ執筆の役なり、同ゝ四年三月己巳、改按察使典號記事、さて國ゝ大上中下の四等あゝを、按察使ハ、其最大ゝ大國ゝのミ置るべきを、上國ゝも置れゝとゝ、ゝ、便ゝ從へるものなゝむ歟、但按察使の任國となゝて、も、大上のけぢめゝ拘らで、使の治る國を最とする事論ゝ、し、養老七年十月庚子の同紀ゝ、勅、按察使所治之國、補博士醫師、自餘國、博士並停之、とあゝるなども、兼帯の國をたゝとひ、所管の國を貶せゝを看るべし、神亀五年八月壬申の同紀ゝ、太政官議奏、改定諸國史生博士醫師員、中畧但補博士國補馬、とあるゝ、惣三四國一人、醫師毎國、一人、按察使の國のことなり、抑ゝく養老三年ゝ、按察使を置れゝとゝる文の中ゝ、畿内と近江飛驒若狭加賀佐渡隱岐長門陸奥出羽紀伊及九國二島を除ゝれゝとゝ、ハいゝなゝ事ゝ歟と不審ゝつゝて、猶考る

に。畿内には摂官といふものを。守の外に置れしと。さるハ
同紀養老三年九月癸亥の件に以正四位下多治比眞人三
宅麻呂為河内國摂官。正四位下巨勢朝臣邑治為摂津國摂
官。正四位下大伴宿禰旅人為山城國摂官。と見えて。皆京都
に遍き國なるがゆゑに。内官の中にて名望ある人に。國事
を摂せしめたまへるものなる。大和に摂官なきハ。京都を置れしゆゑなる。諸司百官
多けきハ。何事の不便もあらぬゆゑに。却て除られしなる
ものなり。和泉ハいまだ分たざる以前のことなる。同
五年八月辛卯。改摂官記事為撫事。と見ゆ。按察使の記事に准へて。執筆の役
なるを知べし。但按察使の國にハ守なき制なるを。摂官ハさよあ
らで。守の外に別に置れしと。これ即畿内と諸國とのけぢ

めなり。さて九國二島に置きぬと。太宰府あるゆゑ也。其よ
り上件にいへる。なほ同紀に。養老五年四月辛亥。令七道按
察使及太宰府。巡省諸寺。隨便併合。とあるも。太宰府に按察
なき一證なり。さて置長門。按察使管周防石見二國。又以諏
方飛驒。美濃。按察使。出羽。陸奥。按察使。佐渡。越前。按察
使。隱岐。出雲。按察使。備中。備後。按察使。紀伊。大和國守。
とあるに置長門云々と置字を下たるをもて。これまで
長門にハ按察使ハなき。とかるべし。さるに長門ハ他に
異なる邊要の地なれど。この事寄居隨筆に委くいへり。當國に使の置きな
ざるハ。缺典なるかに。今年始め置れて。周防石見を其

所管とせられしとふものなり。美濃はもとより使の國なれど。諏方飛驒を隷らまゝとなる。さることなり。（美濃按察使ハ。養老三年の制。尾張参河信濃の三國を管したるに。續紀天平宝字五年正月壬戌。鎮國驍騎將軍從四位上藤原惠美朝臣眞光。為兼美濃飛驒信濃按察使と見えたるハ。尾張三河を除き。飛驒を添られしなり。）陸奥按察使ハ。養老三年件に見えぬ。然れどこれも今年の始置なりと思ふに。文義長門の例に違れば。さきにハあらじ。これより以前に置れしなるが。紀に其文の脱したるなるべし。さるハ甚を大國なるを。養老三年に置れざりしハいかにぞと考へる。此國にハ守の外に。既く鎮守將軍を置れて。國府と鎮府と相並たるがゆゑに。官員の繁多を厭ひて。按察をバ省かまくされど。またさ

ばかりに廣き境内なれば。按察使なくハあるべからずと。議定せられての事なるべし。佐渡隱岐の越前出雲に隷せるもまたよりの按察使の國なり。備後ハいつ按察の國とかれにけむ。これらと陸奥と共に始置の年しられず。紀伊隷大和國守と見えて。隷大和按察使とあるを。上件にいへる如く。大和にハ按察の名目を建られぬゆゑに。紀伊の非違を。大和の守に隷して。糺彈せしめ給へる也。たかくかく其旁近の國を管するが例なるに。續紀天平宝字五年正月壬寅。授刀督從四位上藤原朝臣御楯為無伊賀近江若狭按察使とあるハ。國司にあらぬ武官より管きに。（上件の細注に引る。藤原

国立国会図書館　タイトル『職原抄校本 3巻』 請求記号 837-82
ガラス使用

惠美朝臣真光も、驍騎將軍より管きれど、御猶ほ同じ。これらや後ほ京官より陸奥出羽按察使をかくるが盤觴なりむ。ほべて委くハ考るよりなり。その官人の位階ハ、養老五年六月乙酉の續紀ほ、太政官奏言、國郡官人、漁獵黎元、擾亂朝憲、故置按察使、糺彈非違、肅清姦詐、既定官位、宜有料祿、請以按察使准正五位官、賜祿并公廨田六町、仕丁五人、記事准正七位官、祿并公廨田二町、仕丁二人、並折留調物、便給之、詔曰、朕之肱股、民之父母、獨在按察、寄重務繁、與群臣異、加祿一倍、以當土物、准度給之、その後諸國の按察使ハ停られるが、天平三年十一月丁卯の續紀ほ、始置畿内惣官諸道鎮撫使、とあり、惣官ハ攝官ほ

同く、鎮撫使ハ按察使ほ同じうすべきなれど、必ず舊きをむ停られさるなるべし。（兩官兩使を并置るべきほあり。）然ども、陸奥按察使ハ、猶殘し置れて、出羽を管をし、兵給へり。其所見の始ハ、續紀天平宝字七年七月乙卯、從五位上藤原朝臣田麿、為陸奥出羽按察使、とあり、これ也。其後大同四年三月戊辰の後紀ほ、東山道觀察使正四位下無行右衛士督陸奥出羽按察使藤原朝臣緒嗣、為入邊任、辭見内裏、召昇殿上、令典侍從五位上永原朝臣子伊太比賜衣一襲被等、とあり、邊任ハ奥羽をさはなり。觀察使より、按察使をかねて、兩國ほ入部はるゆゑほ、辭見のを、衣被等を賜ハ、を以てその殊恩

国立国会図書館　タイトル『職原抄校本 3巻』　請求記号 837-82
ガラス使用

を知べし。弘仁三年正月廿六日、格云、太政官謹奏、應増陸奥出羽兩國按察使位階事、右謹撿案内、去養老五年六月十日奏、用件官品准正五位上、爾来流行、以至今日、臣等商量、方面之任、威風所存、夷國之俗、瞻視是仰、然則職重階輕、管大勢少、伏望増階品、為從四位下、將復邊守、且鎮物情、臣等商量、具件如前、伏聽天裁、謹以申聞、謹奏、と、今集解は載せず、後紀は弘仁三年正月乙酉制、陸奥出羽按察使正五位上官、今改為從四位下官とあるこれ也、長暦を以て推れば乙酉即廿六日なり、それより此れ九、今は至て官位かもる事なり、

標注職原抄校本別記巻之下

近藤芳樹先生著書目録

標註令義解校本　全十六冊

もと大寶元年ふ出来し令典の義解ゆして本文ハ日本紀古事記ゆもまれぞれ撰なれ今現存する古書れうちにそこより舊きものなり誠ふ皇國の經書といひつべき書く然るに古ゆいまだ全備の註解ゆまなきをうもと人く學者の讀やをかぐく解釈して標注ゆ標注ふ盡し難き事ども別記ゆして簡便なるべくかすべくるべ

大祓執中抄　全二冊

大祓ハいとゆる中臣祓ゆ律令ハ古書なりとハいども隋唐の制ふ殺ひたるものなりとの祓詞ハ皇朝律令の起原ゆして神代の故實ど存せる純粋の書なりとれふ依て今祓式と祓義ど詳ふふせられて先哲のいまだ考の及ばざる事ともど論ずなる書なり

標註職原抄校本　全六冊

此書校本誤字脱字ハ多くまた後人の旁注ハ本文ふ換入ーなる所々もいと多きをとゝくく訂正ー標注ゆく義理のゆ聞ゆべくりのせーれなれ委く論ずる事どもど別記ふせられたり

冠禮考　全二冊

昏禮考　全二冊

喪禮考　全二冊

祭禮考　全二冊

国立国会図書館　タイトル『職原抄校本 3巻』 請求記号 837-82
ガラス使用

今傳る所れ冠昏喪祭の四禮と神代以來の故實ふ據て儒佛の法ふ混じて別ち弁へられる書く

古風三躰考　全一冊

歌ふ長短旋頭の三躰あることを委く并べ万葉集ろ反哥をかへしうたと訓る非ず并古来上句下句とりやまれる事どもを論ぜられる書なり

類題風月集　小本　全三冊

三代集と除く後拾遺集より後の十八代集及その十八代の際の作者の哥合家集等よりひろく拔出て當今の風体ふかなりべきことを撰ひ類題ふせられるものく

同後篇　全三冊

こゝ廿一代集終て後斯道地下にゑぐりてより以來上手どもの哥と撰び類題ふせ集ふ万ゐ世て古今と全備しようとゝ

寄居歌談　全三冊　自初篇至三篇

おゝ當今の作者どもれ優れる歌及びめづらしき説をべく哥ふ万ゐる事ふそだにあれがことを載て袋草子無名抄などの如くあり〜ろくかれる書なるべ文章と学ぶん人ものゝ〜ず見るべ死書なり

同四篇以下追々嗣出　全三冊

寄居隨筆

837
6
82

元治紀元甲子春

三都

江戸日本橋通一丁目　須原屋茂兵衛
同　日本橋通二丁目　山城屋佐兵衛
同　芝神明前　岡田屋嘉七
同　和泉屋吉兵衛
同　須原屋伊八

書物問屋

同　浅草茅町一丁目　和泉屋金右衛門
同　横山町三丁目　勝村治右衛門
京都寺町通松原下ル町　永樂屋東四郎
長州萩古屋本町七丁目　秋田屋太右衛門
大坂心斎橋通北堀江

国立国会図書館　タイトル『職原抄校本 3巻』 請求記号 837-82
ガラス使用

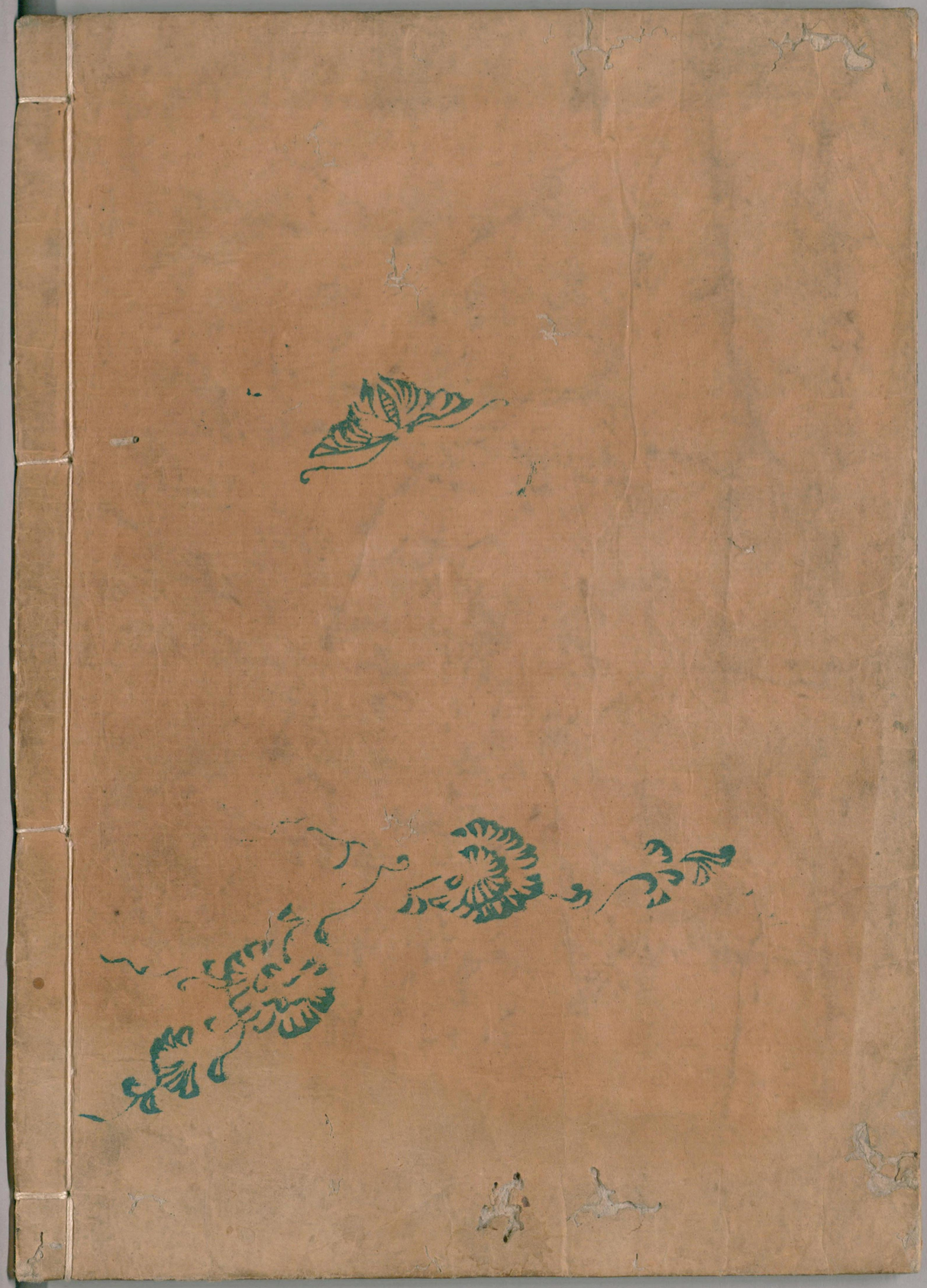

国立国会図書館　タイトル『職原抄校本 3巻』 請求記号 837-82

ガラス使用